

令和5年6月26日

市長定例記者会見配布資料

総合政策課

上越市若者奨学金返還支援助成金について

1 事業の目的

奨学金の返還を支援する取組を通じ、若者の経済的負担の軽減を図り、学ぶ意欲を持つ学生の大学等への進学を後押しするとともに、卒業後の市内定住を促す。

2 制度概要

(1) 交付開始

令和6年度

※令和6年度からの助成金交付に向けて、令和5年度から交付希望者の登録申請の受付を開始する。(申請受付期限：令和5年9月29日(金))

(2) 交付対象者

当市に通算3年以上居住した人のうち、次の要件のいずれにも該当する人

ア 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）、専修学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している。

イ 当市に住民登録があり、実際に居住していて、定住する意思がある。

ウ 助成金の交付を受ける年度の末日時点の年齢が満30歳以下である。

エ 市税の滞納がない。

オ 公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない。

カ 当市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない。

キ 暴力団、暴力団員でない（社会的に非難される関係も含む）。

(3) 対象の奨学金

国、地方公共団体、大学等、日本学生支援機構、その他これらに類する団体が貸与する奨学金（有利子、無利子は問わない）

(4) 助成金の額

交付申請年度の前年度における奨学金の返還額の3分の2

※上限20万円/年（累計100万円まで）

※利子、繰上返還、滞納繰越分も対象

(5) 助成対象期間

最長60か月（5年間分）

※29歳以下までの間に、当市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象

3 返還支援のイメージ図

大学新卒の社会人（10月から返還開始）のパターン



4 制度周知

- ・高校及び市内大学等においてポスター及びチラシの掲出とともに、学生への周知を依頼するほか、市の奨学金を利用する学生へ周知する。
- ・市内企業に就業する若者へ、市の産業部門や上越商工会議所、各商工会を通じて周知を図る。
- ・市ホームページ、広報上越、SNSに制度概要等を掲載するほか、市内公共施設にポスター及びチラシの掲出を行う。